

回答書

「半田市地域活動支援センター（フリースペース）運営業務委託事業プロポーザル実施要領」に基づく質問について、下記のとおり回答いたします。

記

| | 仕様項目 | 質問内容 | 半田市回答 |
|---|-----------------------------|---|---|
| 1 | 運営業務委託仕様書(案) 5. 対象者等について | 対象者について、障がい者と認められる方、とありますが、障がい者と認められる基準を具体的に教えて下さい。 | 障害者総合支援法第4条に規定される「障害者」及び「障害児」（以下、「障がい者等」とする。）を基本としますが、詳細については半田市と受託者との協議の上で決定します。 |
| 2 | 運営業務委託仕様書(案) 5. 対象者等について | 対象者＝フリースペースを利用できる方は、半田市在住の障がい者だけですか？ 例えば、ひきこもりの状態にある方など、社会参加や就労が困難な方、社会的に孤立している方も利用できると、居場所としての価値が高まると考えますがいかがでしょうか？ | 本事業の対象者は半田市在住の障がい者等ですが、仕様書（案）の規定により、本事業実施場所は受託者の実施する他の事業との共用を認めているため、ご質問の内容を含め、プレゼンテーションでご提案いただきたい。なお、そのような場合、仕様書（案）に規定する成果物の書面等は本事業の対象者に係るもののみ求めるものとします。 |
| 3 | 実施要領 第4－3プロポーザル参加表明書の提出 | 法人の定款及び規約等とあるがこの規約は全ての規約の提出が必要か？ | 定款及び定款に関連する規約の提出を求めます。 |
| 4 | 実施要領 第4－3プロポーザル参加表明書の提出 | 提出書類の中に事業報告及び財務書類とあるが、法人全体の報告及び財務書類と捉えればよいか？ | 法人全体の書面を指しています。 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 3 | <p>運營業務委託仕様書(案)</p> <p>6. 事業所等について</p> | <p>事業所開設に関しては週 5 日以上、1 日 4 時間と記載があるが、祝日や長期休みがある時は閉所しても問題ないのか？</p> | <p>祝日や一般的なお盆期間等も含め週 5 日の開所を求めています。なお、年未年始（12月28日から1月3日）については閉所を認めます。</p> |
| 4 | <p>運營業務委託仕様書(案)</p> <p>3. 事業の内容</p> | <p>事業内容の中にボランティアの育成とあるが、これは障害者のボランティアの育成を指すのか？それとも、全ての市民を含めたボランティアの育成をさすのか？</p> | <p>本事業の利用者に対するボランティア等育成活動を指しています。</p> |